

契約締結前の 書面交付義務の政省令案

制度調査部
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令案 2

【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政省令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。5月21日までパブリック・コメントに付された。内容は多岐に渡るが、本稿では、金融商品取引業者等に適用される契約締結前の書面交付義務について扱う。

契約締結前の交付書面には、特に重要な事項は最初に平易に記載し、一定の事項を枠内に12ポイント以上の大きさの文字・数字で明瞭・正確に記載することなどが規定されている。

契約締結前の交付書面の記載事項は、共通記載事項として書面をよく読むべき旨、リスク情報、業者の概要・連絡方法といった事項が規定されている。また、各商品・取引の特性に応じ、記載事項が追加されている。

< 目次 >

1. はじめに
2. 書面交付義務と記載方法
3. 適用が除外される場合
4. 記載事項
 - (1) 共通記載事項
 - (A) 対価に関する事項
 - (B) その他重要な事項
 - (2) 追加的記載事項
 - (A) 信託受益権等の売買等
 - (B) 出資対象事業持分の売買等
 - (C) デリバティブ取引等
 - (D) 投資顧問契約等
 - (E) 投資一任契約等
5. 経過措置
6. 施行日

1 . はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

金融商品取引法の中で、金融商品取引業者等に適用される行為規制が規定されている。そのなかに、金融商品取引業者等の契約締結前の書面交付義務の規制も規定されている。しかし、規制の細則は政府令にゆだねられていた。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、契約締結前の書面交付義務に関する政府令案も公表されており、本稿ではそれについて解説する。

2 . 書面交付義務と記載方法

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、「内閣府令で定めるところにより」、原則として、契約締結前に書面を交付しなければならない（金融商品取引法 37 条の 3 第 1 項）。これは利用者保護のための販売・勧誘ルールの一環であり、これによって顧客に対して重要事項について情報提供がなされる。

今回公表された金融商品取引業等に関する内閣府令案（以下、「金商業府令案」という）では、記載方法として以下の規制が課せられている（金商業府令案 81 条）。

特に重要な事項は最初に平易に記載する

の次に、以下の事項¹を枠内に 12 ポイント以上の大きさの文字・数字で明瞭・正確に記載する

- a. 手数料等の合計額・計算方法（記載できない場合は、その旨及び理由）の概要
- b. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場などの変動によって、損失が生ずるおそれがあるときはその旨
- c. b の損失の額が保証金等の額を上回るおそれがあるときはその旨
- d. 内容をよく読むべき旨
- e. 書面による解除²（クーリングオフ）ができるか否か

以外の事項については、8 ポイント以上の大きさの文字・数字で明瞭・正確に記載する

¹ 店頭金融先物取引の場合、ここに掲げたもの以外にも財産の管理方法及び預託先などの記載が求められる。

² 金融商品取引法施行令案では、投資顧問契約に適用される（金融商品取引法施行令案 16 条の 3）。

3 . 適用が除外される場合

契約締結前の書面交付義務は、「投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合」は適用が除外される（金融商品取引法 37 条の 3 第 1 項但書き）。

今回公表された金商業府令案では、適用除外の場合として、以下の場合が規定されている（金商業府令案 82 条）。

上場有価証券等の売買等³の契約の締結前 1 年以内に、上場有価証券等書面⁴を交付している場合
 有価証券の売買等の契約の締結前 1 年以内に、同一内容の金融商品取引契約について、2 . で説明した契約締結前交付書面を交付している場合
 目論見書⁵を交付している場合
 すでに締結している金融商品取引契約の内容の一部の変更を内容とする金融商品取引契約を締結しようとする場合において、顧客に対し契約変更書面を交付している場合

4 . 記載事項

(1) 共通記載事項

金融商品取引法では、契約締結前の交付書面に以下の事項を記載するとしている（金融商品取引法 37 条の 3 第 1 項）。

当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
 当該金融商品取引契約の概要
 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であって内閣府令で定めるもの
 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
 の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
 ~ のほか、金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

(A) 対価に関する事項

³ デリバティブ取引・信用取引・発行日取引を除く。

⁴ 金融商品取引法 37 条の 3 第 1 項 1 号～5 号、金商業府令案 84 条 1・2・4・9・12 号に掲げる事項（業者の名称・登録番号、契約の概要、手数料情報、リスク情報、業者の概要、加入している金融商品取引業協会など）を記載した書面。

⁵ 契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。

の「内閣府令で定めるもの」は、今回の政府令案では、以下のように規定されている（金商業府令案 83 条、77 条）。

顧客が支払うべき手数料等⁶の合計額・その計算方法（それが記載できない場合は、その旨・理由）

(B) その他重要な事項

の「内閣府令で定める事項」は、今回の政府令案では、共通記載事項として書面をよく読むべき旨、リスク情報、業者の概要・連絡方法といった事項が規定されている。また、各商品・取引の特性に応じ、記載事項が追加されている。

まず、共通記載事項については、具体的には以下のように規定されている（金商業府令案 84 条）。

共通記載事項

当該契約締結前交付書面の内容をよく読むべき旨

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、次の事項

a. 当該指標

b. 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある理由

の損失額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある場合は、次の事項

a. の指標のうち、元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

b. a の変動により元本超過損が生ずるおそれがある理由

顧客が行う金融商品取引行為について、当該金融商品取引業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、次の事項

a. 当該者

b. a の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

の損失額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある場合は、次の事項

a. の a の者のうち、元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

b. a の業務又は財産の状況の変化により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

当該金融商品取引契約の終了の事由がある場合は、その内容

当該金融商品取引契約が書面による契約解除（クーリングオフ）⁷の対象になるか否か

書面による契約解除（クーリングオフ）の対象になる場合は、次の事項

⁶ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わない。有価証券の価格・保証金等の額は除く。一定の投資信託受益権等の場合、信託報酬などを含む。

⁷ 金融商品取引法施行令案では、投資顧問契約が指定されている（金融商品取引法施行令案 16 条の 3 第 1 項）。

- a. 契約締結時に交付される書面を受領してから一定期間⁸、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができること
- b. 契約の解除は、解除を行う旨の書面を発したときに効力が生じること
- c. 解除された場合、金融商品取引業者等は、解除までの期間に相当する手数料、報酬等、顧客が支払うべき対価を超えて損害賠償・違約金の支払いを請求することができないこと
- d. 解除された場合、金融商品取引業者等は、当該金融商品取引契約に関して対価の前払いを受けているときは、顧客に返還しなければならないこと

当該金融商品取引業者等の概要

当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法

当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（加入し、又は対象事業者となっている場合は、その名称）

金融商品取引契約に関して、顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金がある場合は、その額又は計算方法

金融商品取引契約が、デリバティブ取引を除く有価証券の売買その他の取引である場合、政府令案では以下の事項を記載するとされている⁹（金商業府令案 85 条 1 項）。

当該有価証券の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容

当該有価証券が取扱有価証券¹⁰である場合は、当該取扱有価証券の売買の機会に関して、顧客の注意を喚起すべき事項

(2) 追加的記載事項

次に、以下の金融商品取引契約については、各商品・特性に応じて、記載事項が追加されている。

信託受益権等の売買（金商業府令案 86 条）

不動産信託受益権の売買（同 87 条）

抵当証券等の売買（同 88 条）

出資対象事業持分（集団投資スキーム持分）の売買（同 89 条）

⁸ 金融商品取引法施行令案では、10 日間と指定されている（金融商品取引法施行令案 16 条の 3 第 2 項）。

⁹ また、政府令案では、一つの有価証券の売買等について複数の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面を交付しなければならない場合、いずれか一つの業者等が所定の事項を記載した書面を交付したときは、他の業者等は契約締結前交付書面に当該事項を記載する必要はないとされている（金商業府令案 85 条 2 項）。

¹⁰ 認可金融商品取引業協会の規則で売買その他の取引の勧誘を行うことが許される非上場株券等の有価証券。現在のグリーンシート銘柄などが該当する。

外国出資対象事業持分の売買（同 90 条）

主として信託受益権等に対する投資を行う事業を出資対象事業とする出資対象事業持分の売買（同 91 条）

組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものの売買（同 92 条）

商品ファンド関連取引（同 93 条）

競争用馬投資関連業務に係る取引（同 94 条）

デリバティブ取引等¹¹（同 95 条）

投資顧問契約等（同 97 条）

投資一任契約等（同 98 条）

この追加的記載事項については、一つの有価証券の売買等について複数の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面を交付しなければならない場合、いずれか一つの業者等が所定の事項を記載した書面を交付したときは、他の業者等は契約締結前交付書面に当該事項を記載する必要はないとされている（各条で金商業府令案 85 条 2 項を準用）。

このうち、 について説明する。

（A）信託受益権等の売買等

信託受益権等の売買等では、以下の事項を追加的に記載することとされている（金商業府令案 86 条）。

信託財産の種類、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法及び信託財産の交付に関する事項

信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項

信託の設定時における第三者による信託財産の評価の有無その他信託財産の評価に関する事項

信託行為において定められる信託受益権等¹²の譲渡手続きに関する事項

取引の種類別の

売付けの代理もしくは媒介又は募集、私募もしくは売出しの取扱いの場合は、売主・買主に関する事項

信託の目的

受益者の権利義務に関する一定の事項¹³

信託受益権等の損失の危険に関する事項¹⁴

¹¹ 店頭金融先物取引に関しては、さらに記載事項が追加されている（金商業府令案 96 条）。

¹² 有価証券とみなされるものに限る。

¹³ 受益者の意思決定、信託の変更、信託終了の事由、受託者の辞任などに関して、特別の定めがある場合は、その旨及びその定めの内容が規定されている。

信託財産に関する租税その他の費用に関する事項

信託財産の計算期間に関する事項

信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項

受託者の氏名又は名称及び公告の方法

信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に関する基準

改正信託法 3 条 3 号の方法¹⁵によって行う信託の場合の信託受益権等の売買等である場合、一定の事項¹⁶

限定責任信託¹⁷の信託受益権等の売買等の場合、次の事項

- a. 限定責任信託の名称
- b. 事務処理地
- c. 給付可能額及び給付可能額を超えて給付はできないこと

(B) 出資対象事業持分の売買等

出資対象事業持分（集団投資スキーム持分）の売買等では、以下の事項を追加的に記載することとされている（金商業府令案 89 条）。

出資対象事業持分取引契約に関する次の事項

- a. 名称
- b. 形態
- c. 契約の締結の申込みに関する事項
- d. 出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項

出資対象事業の運営に関する次の事項

- a. 内容及び運営の方針
- b. 運営に係る体制の概要
- c. 出資対象事業持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容
- d. 運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容
- e. 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合は、次の者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

¹⁴ 信託受益権について損失を生じるおそれのある債務、信託受益権に優先する権利、信託受益権についての信用補完措置などがある場合は、その旨およびその内容が規定されている。

¹⁵ 特定の者が一定の目的に従って、自己が有する一定の財産の管理又は処分等のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を、一定の形式の下でするという方法。

¹⁶ 公正証書その他の書面等に記載され、又は記録された事項の内容など。

¹⁷ 受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託。

(1)当該有価証券の発行者

(2)出資対象事業持分の発行者又は(1)から金銭その他の財産の運用又は保管の委託を受ける者

f.組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制に関する事項

g.出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針

h.事業年度、計算期間その他これに類する期間

i.出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項

j.分別管理の方法

出資対象事業の経理に関する次の事項

a.貸借対照表

b.損益計算書

c.出資対象事業持分の総額

d.発行済みの出資対象事業持分の総数

e.配当等の総額

f.総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

g.出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額

h.自己資本比率及び自己資本利益率

i.出資対象事業が有価証券投資を行う事業である場合は、当該有価証券に関する次の事項

(1)発行地等ごとの銘柄、当該有価証券が株券である場合は、当該株券の発行者の業種・数量・金額¹⁸、当該有価証券が債券である場合は、利率及び償還金額

(2)(1)の金額の評価方法

(3)(1)の金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合

j.出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業であるものである場合は、当該資産に関する次の事項

(1)資産の種類ごとの数量及び金額

(2)(1)の金額の評価方法

(3)(1)の金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合

(C) デリバティブ取引等

デリバティブ取引等の場合、以下の事項を追加的に記載するとされている(金商業府令案 95 条)。

デリバティブ取引等の額¹⁹が、保証金等の額を上回る可能性がある場合、以下の事項

¹⁸ 簿価の総額、及び時価総額又は評価額の総額。

¹⁹ 取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額。

a. その旨

b. デリバティブ取引等の額の、保証金等の額に対する比率(算出できない場合は、その旨及び理由)

店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が表示する金融商品の売付価格と買付価格とに差がある場合、その旨

当該デリバティブ取引等に基づいて発生する債務の履行の方法および決済する方法

当該デリバティブ取引等が市場デリバティブ取引等である場合は、以下の事項

その取引の取引所金融商品市場を開設する者の商号・名称

顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法等²⁰

顧客から手数料を徴収する方法

デリバティブ取引の受託等の手続きに関する事項

デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項

(D) 投資顧問契約等

投資顧問契約等の場合、以下の事項を追加的に記載するとされている(金商業府令案 97 条)。

金融商品取引業者等が法人である場合は、その資本金の額・出資の総額、その役員・主要株主の商号・名称・氏名

分析者等²¹の氏名

助言の内容及び方法

顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名

書面による解除(クーリングオフ)の規定が適用される場合は、契約締結前交付書面を交付した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができる旨

契約の解除は、解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じる旨

金融商品取引業者等は、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客のために一定の金融商品取引業²²を行ってはならない旨²³

金融商品取引業者等は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない旨²⁴

金融商品取引業者等は、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し

²⁰ 当該委託証拠金その他の保証金に充当できる財産の種類及び充当価格ならびに顧客が当該委託証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法が含まれる。

²¹ 顧客に対する助言の業務に提供する目的で、金融商品の価値等の分析又はその分析に基づいて投資判断を行う者。

²² 有価証券の売買、市場デリバティブ取引、それらの媒介・取次ぎ・代理、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介・取次ぎ・代理、店頭デリバティブ取引等が定められている。

²³ 金融商品取引業者等が第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者の場合は適用しない。

²⁴ 金融商品取引業者等有価証券等管理業務を行う者、一定の登録金融機関の場合は適用しない。

付け、又は顧客への第三者による金銭もしくは有価証券の貸付けに付き媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない旨²⁵

(E) 投資一任契約等

投資一任契約等の場合、以下の事項を追加的に記載するとされている(金商業府令案 98 条)。

投資一任契約に基づいて顧客のために行う、当該顧客の資産に関する投資の方法及び取引の種類
投資一任契約に基づいて顧客のために投資判断を行い、または投資判断を行うとともに、それに基づいて投資を行う者の氏名
投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項²⁶

5 . 経過措置

証券取引法から金融商品取引法へ移行する際の経過措置として、上場有価証券の売買等について、契約締結前の書面交付義務が適用除外されている。

具体的には、以下の場合に契約締結前の書面交付義務が適用除外となる(金商業府令案附則 2 条)。

金融商品取引法施行後 3 ヶ月以内に上場有価証券の売買その他の取引²⁷を行う場合
ただし、当該期間内に上場有価証券等書面²⁸を交付することが条件

また、経過措置として、証券会社は金融商品取引法の施行日前においても、顧客に上場有価証券等書面を交付することも定められている(金商業府令案附則 3 条)。

6 . 施行日

金融商品取引法の施行は、2007 年 12 月 13 日までの政令で定める日²⁹である。しかし、金融庁のホームページでは、2007 年 9 月ころを予定しているとされている³⁰。

²⁵ 金融商品取引業者等が、第一種金融商品取引業者、金融商品仲介業者、信託業務を営む登録金融機関の場合は適用しない。

²⁶ 権利者のために運用を行う権限を委託する場合は、その者の商号又は名称及び委託の概要を含む。

²⁷ 店頭売買有価証券の登録を受けた有価証券の売買などが含まれる。

²⁸ 注 4 参照。

²⁹ 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布(2006 年 6 月 14 日)されてから、1 年 6 ヶ月を超えない政令で定める日。

³⁰ <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html> 参照。